



新規制基準に係る廃棄物管理施設保安規定の 補正申請について



令和4年6月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境保全部

Sector of Fast Reactor and Advanced Reactor Research and Development

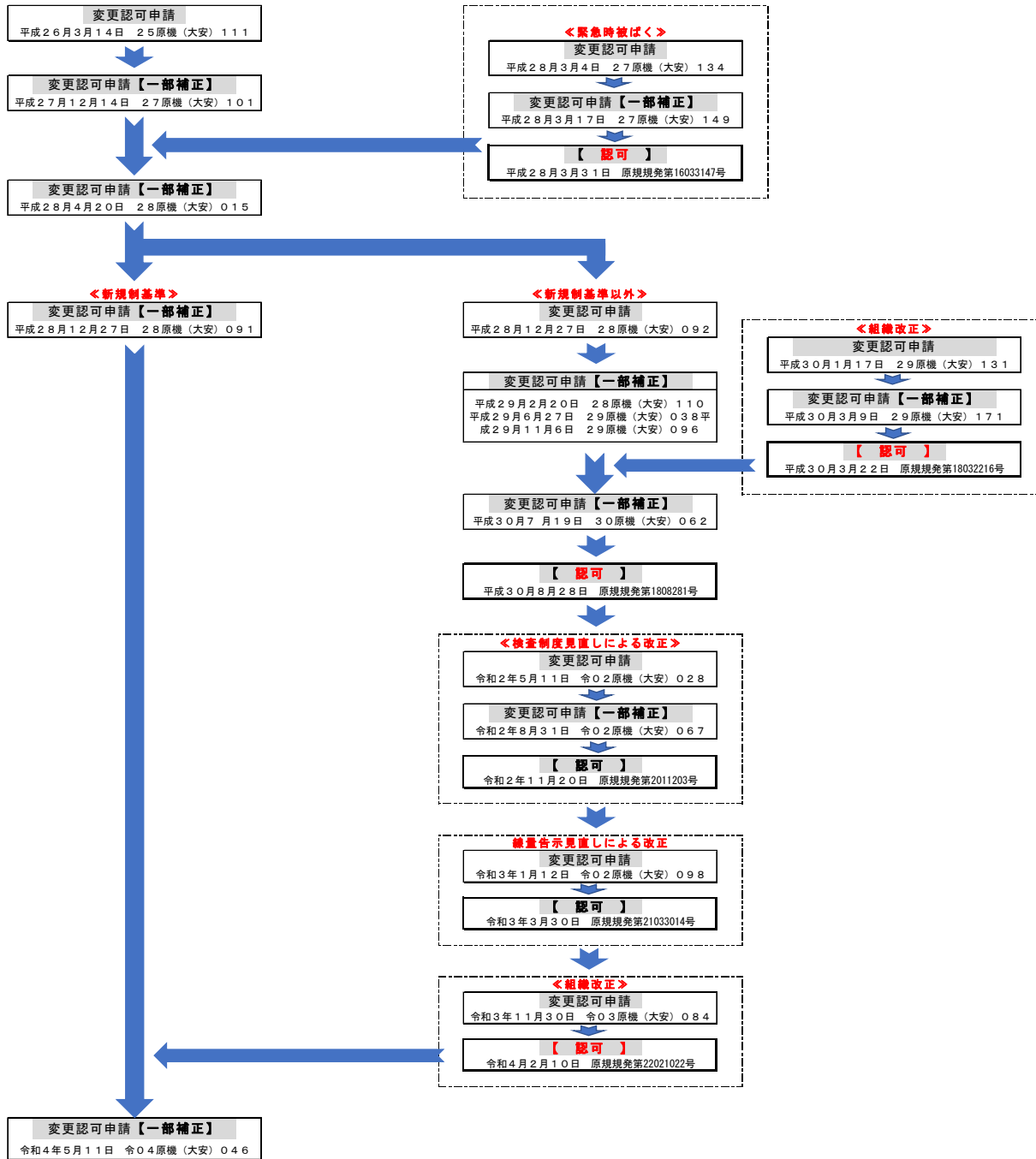


平成25年12月18日に施行された新規制基準の法令に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」）の内容について変更認可申請を平成26年3月に行った。

その後、平成28年12月に新規制基準対応以外の記載を削除した補正と、削除した新規制基準対応以外の部分を新たな内容とした変更認可申請を行った。

今回の補正申請に至るまでの間、検査制度の見直しや、線量告示の見直しや組織改正を行っているためそれらを含めた保安規定の記述を変更する。

補正申請の経緯



(1) 新規制基準への対応

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年12月18日施行)に基づく遮蔽、火災等による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止、廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止、予備電源に係る事項について追加する。

(2) 固体廃棄物減容処理施設の運転開始に向けた対応

固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の運転開始に向け、組織、巡視、点検、異常時の措置、放射性廃棄物の処理、放射線作業並びに被ばく防止に係る管理、放射線測定器の管理、核燃料物質等の取り扱い及び定期事業者検査に係る事項について追加する。

(3) 廃棄物管理事業変更許可申請に伴う対応

令和4年4月に申請した廃棄物管理事業変更許可申請の申請内容に基づき、有機廃液一時格納庫及び化学処理装置に係る記載の削除、 β ・ γ 固体処理棟Ⅲ有機溶媒貯槽の液体廃棄物受入れ施設への追加に係る事項を追加する。

① 遮蔽に係る事項

- ・放射線業務従事者以外の者について、大洗研究所放射線安全取扱手引きで定める管理を行うこと。

⇒第72条2項に追加。

② 火災等による損傷の防止に係る事項

- ・原則管理区域内での可燃物の保管を制限。
- ・業務に必要な物(マニュアル等)については金属製キャビネット等で保管すること。
- ・金属製キャビネット等に保管できない場合の措置。
- ・火災発生時の措置(初期消火の方法、可燃物及び廃棄物の隔離、焼却装置へのLPGガスの供給停止、給排気設備の停止)について、廃棄物管理施設等運転引に定めること。

⇒第59条4項、5項に追加。

③ 外部からの衝撃による損傷の防止に係る事項

(竜巻警報発報時、火山活動による降下火砕物発生時、生物学的事象発生時、森林火災発生時、積雪時の措置)

- ・外部事象発生時に備えた資機材を配備すること。
- ・処理作業を停止し、施設の運転を停止すること。
- ・竜巻警報発報時については「竜巻措置要領」、火山活動による降下火砕物発生時については、「火山降灰警戒領」に基づき対応すること。
- ・具体的な措置内容については廃棄物管理施設等運転手引に定めること。

⇒第29条の3に追加。

- ④ 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止に係る事項
- ・管理区域内への持込品を確認すること。

⇒第60条6項に追加。

- ・大洗研究所内に搬入する郵便物及び宅配物を確認すること。

⇒第63条3項に追加。

- ⑤ 予備電源に係る事項
(設備の性能確認)

- ・予備電源設備の切替試験。
- ・可搬型発電機による模擬負荷試験。

⇒第27条の2に追加。

①組織

- ・建設段階に係る記載の削除。
- ・既設の廃棄物管理施設との所掌範囲の明確化。

②巡視点検

- ・固体廃棄物減容処理施設に係る巡視、処理設備の点検項目の追加

③異常時の措置

- ・固体廃棄物減容処理施設における異常時の対応。

④放射性廃棄物の処理

- ・減容処理設備で行う処理に係る記載の追加。

- ⑤放射線作業並びに被ばく防止に係る管理
 - ・管理区域内での作業管理及び被ばく防止に係る記載の追加。

- ⑥放射線測定器の管理
 - ・固体廃棄物減容処理施設に配備する放射線管理機器の追加。

- ⑦核燃料物質等の取扱い
 - ・固体廃棄物減容処理施設で取扱う核燃料物質の制限量の追加。

- ⑧定期事業者検査
 - ・定期事業者検査に係る対応の追加。

⇒各条文へ追記、修正。

① 有機廃液一時格納庫の使用停止に伴う対応

- ・有機廃液一時格納庫の使用停止に伴い、巡視、受入、放射線管理に係る箇所を削除。
- ・有機溶媒貯槽を新たに受入施設として、巡視、受入、放射線管理に係る事項を追加。

⇒別表第3-2、別表第3-7、別表第6-8、別表第6-13、
別表第6-18、別表第6-19、別図第6-1、別図第6-10、
別表第6-27

② 化学処理装置の使用停止に伴う対応

- ・化学処理装置の使用停止に伴い、巡視、点検に係る箇所を削除。
- ・化学処理装置分析フードで処理を行う液体廃棄物Cの区分を削除。

⇒別表第3-1、別表第3-3、別表第3-4、別表第3-5、
別表第3-6、別表第5-1、別図第6-2、別図第6-3

③ 使用を停止した設備機器の管理

- ・有機廃液一時格納庫、化学処理装置について使用停止中の巡視について、廃棄物管理施設等運転手引に定め実施する。

⇒第19条の2に追加。